

平成22年9月1日から

柔道整復師(整骨院・接骨院)の 領収証の無償交付が義務づけられました

- 施術を受けた後、一部負担金を支払ったとき、**領収証を必ず受け取りましょう。**
- さらに一部負担金の内容を知りたいときには、施術項目ごとに記載された明細書を求めることができます。
 - ・ この場合、実費となることもあります。
 - ・ 整骨院・接骨院は、正当な理由がない限り、明細書の発行を拒むことはできません。

都道府県知事 地方厚生(支)局長 殿

保発0524第2号
平成22年5月24日

厚生労働省保険局長

柔道整復師の施術にかかる療養費について

【抜粋】(領収証の交付)

患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

*健康保険の適用にあたっては、柔道整復施術療養費支給申請書が作成されます。この申請書の「受取代理人」の欄には、自分で署名等をお願いします。

上欄の保険局長通知には次のように記されています。

申請書の「受取代理人」欄は、**患者の自筆**により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。患者が記入することができない場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し**患者から押印**を受けること。

健保組合の広報資料として活用してください。